

親任官任命(名)

内閣人第一〇五号

起案

令和六年七月八日

決定	令和六年七月九日
上奏	令和六年七月九日
裁可	令和六年七月九日

施行	令和六年七月九日
公布	令和六年七月九日

内閣総理大臣

山

内閣官房長官

若

内閣官房副長官

村井 森屋

内閣総務官



松本 国務大臣

武見 国務大臣

木原 国務大臣

高市 国務大臣

小泉 国務大臣

坂本 国務大臣

加藤 国務大臣

土屋 国務大臣

上川 国務大臣

齋藤 国務大臣

河野 国務大臣

林 国務大臣

鈴木 国務大臣

斉藤 国務大臣

新藤 国務大臣

松村 国務大臣

盛山 国務大臣

伊藤 国務大臣

自見 国務大臣

最高裁判所長官戸倉三郎は裁判所法第五十条の規定により八月十日定年退

官となりますので、その後任として、内閣は最高裁判所判事今崎幸彦を最高裁

内閣

判所長官に指名し、左のとおり閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所判事

今

崎

幸

彦

最高裁判所長官に任命する

内

閣

1丁										裁 判 所				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		年 号	出生地	現住所	本籍
〃	〃	六三	六二	〃	〃	五八	〃	五六	五五		月			
〃	〃	四	八	〃	〃	四	四	三	一〇		日			
〃	〃	一	一七	〃	一二	六	一	二四	二四		事			
外務事務官（アジア局南東アジア第二課）に併任す	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	京都大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格		項	旧氏名	出生年月日	氏 名
	法務省	〃	〃	最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所		司法試験管理委員会		庁 名		昭和三十三年十一月十日	いま さき ゆき ひこ 今 崎 幸 彦

2 丁										裁 判 所				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				〃		平成 元		年 号
〃	〃	〃	五	四	〃	五				〃		四		月
一六	一五	〃	一四	一	〃	二六				〃		一		日
簡易裁判所判事兼判事補に任命する	辞職を承認する	帰朝（東京）	マニラ出発	帰朝を命ずる	マニラ着任	東京出発	（期間は平成元年四月三十日までとする）	アジア局南東アジア第二課に併任する	二等書記官を命ずる	せる	外務事務官（在フィリピン日本国大使館）に転任さ	解除する	外務事務官（アジア局南東アジア第二課）の併任を	る
内 閣	〃			〃			〃					〃	外 務 省	庁 名

今 崎 幸 彦

[illegible]

4丁										裁 判 所					今 崎 幸 彦
年 号	月	日	事 項	庁 名	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
一七	五	二六	一	二〇	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	
〃	〃	二七	二六	一	裁判所に任命する	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免			

5丁										裁 判 所				
〃			〃	〃 二五	〃 二四	〃 二三				〃 二二			平成二〇	年 号
〃			〃	一	一	一				九			二	月
〃			八	一	一	一				二四			四	日
事 項														
司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てることを解く 最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる 兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる 最高裁判所事務総局秘書課長の兼務を免ずる 東京地方裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する 部の事務を総括する者に指名する 部の事務を総括する者に指名する 部の事務を総括する者に指名する 最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる 兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる 国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる														
国立国会図書館	〃			〃	〃	〃	〃				〃		最高裁判所	庁 名

今 崎 幸 彦

6丁										裁 判 所				
〃				〃 二七	〃 二六				〃			〃	平成二五	年 号
〃				三	八				〃			九	一	月
〃				三〇	一四				一四			九	一六	日
国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	水戸地方裁判所長を命ずる	水戸地方裁判所判事に補する	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	法制審議会臨時委員を免ずる	免ずる	書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を	広報課長堀田眞哉帰国につき最高裁判所事務総局秘	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	扱を命ずる	局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取	広報課長堀田眞哉海外出張不在中最高裁判所事務総	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	法制審議会臨時委員に任命する
国立国会図書館	最高裁判所				法務省	〃				最高裁判所			法務省	庁 名

今 崎 幸 彦

7 丁								裁 判 所					年 号 月 日	事 項	庁 名
〃	〃	〃	〃	〃	令和 元		〃	〃	〃	〃	〃				
	四	三			元			二 八							
〃	六	九	〃	〃	九		五	四		〃	〃	五			
〃	二 四	三 〇	三 〇	〃	二		一	七		〃	二 七	二 六			
法制審議会委員を免ずる	最高裁判所判事に任命する	法制審議会委員に任命する	法制審議会委員に任命する	東京高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	検察官特別任用分科会に所属させる	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	最高裁判所事務総長に任命する	水戸地方裁判所長を命ずる	水戸地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了			
法 務 省	内 閣	〃	法 務 省	最高裁判所	内 閣	〃		〃	最高裁判所		内 閣				

今
崎
幸
彦

